

答申第 96 号

平成 22 年 10 月 6 日

兵庫県公安委員会 様

個人情報保護審議会

会長 山下 淳

保有個人情報の不開示決定に係る審査請求に対する
決定について（答申）

平成 22 年 7 月 1 日付け兵公委発第 395 号で諮問のあった下記の保有個人情報
に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

審査請求人が女性に対して行った言動に関し、警察署より審査請求人に
対する注意警告等を行った件に関する文書

(別紙)

答 申

第1 審議会の結論

審査請求人が女性(以下「対象女性」という。)に対して行った言動に関し、警察署より審査請求人に対する注意警告等を行った件(以下「本件注意警告」という。)に関する文書について、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すること(以下「存否応答拒否」という。)により不開示とした兵庫県警察本部長(以下「実施機関」という。)の決定は妥当である。

第2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、平成22年1月27日、個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号。以下「条例」という。)第14条の規定により実施機関に対して、個人情報の開示を請求(以下「本件開示請求」という。)した。

2 実施機関の決定

平成22年2月9日、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報については、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第16条第2号、同条第4号及び同条第7号に該当する不開示情報を開示することになるとの理由で、条例第19条に基づき当該保有個人情報を存否応答拒否し、不開示決定処分を行った。

3 審査請求

平成22年3月18日、審査請求人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件不開示決定処分を不服として兵庫県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対して審査請求を行った。

4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書は、本件注意警告を行う原因となった状況及び事情に関する次の情報(以下「本件対象情報」という。)が記載されたすべての文書(以下「対象公文書」という。)である。

- (1) 審査請求人が対象女性に対して行ったとされる言動(以下「本件言動」という。)に関して、警察への情報提供、相談及び届出等の全対応状況において、警察が知り得たすべての情報
- (2) 本件言動に関して、対象女性が関与した警察への情報提供、相談及び

届出等の内容のすべての情報

(3) 本件言動に関して、特定の個人（以下「特定個人」という。）が関与した警察への情報提供、相談及び届出等の内容のすべての情報

5 諮問

平成 22 年 7 月 1 日、諮問庁は、条例第 42 条の規定により、兵庫県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件不開示決定処分を取り消し、部分開示するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書において述べた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

(1) 審査請求人のみに関する対応記録があるはずである。また、審査請求人のみに係る部分の開示は可能である。

(2) 本件言動に関して、対象女性及び特定個人から相談等を受けた警察署は、警察法第 2 条を不当に解釈して、審査請求人に過剰な制圧等を行うなど正当な権利を制限する対応で、安易に解決を図ろうとした。

また、警察と医療産業との間には、事件や事故の処理に医師の鑑定等が必要不可欠であるなど、両者の利害が一致することが多いため、警察署はその利害関係を優先し、安易な解決を図ろうとした。

(3) 審査請求人と対象女性との間の事案に関して、警察官による暴力を伴う行為等、不適当な対応により、審査請求人は、法律で保証されるべき権利等の制限を受け、被害を受けた状況が存在すること等に関する適切かつ十分な事実確認及び文書による回答、謝罪、補償等を要求する。

第 4 実施機関の説明の要旨

実施機関が意見書及び口頭による理由説明において述べている不開示の理由は、以下のとおり要約される。

1 警察における情報提供等に対する対応について

警察においては、情報提供等に誠実に対応して種々の犯罪検挙や問題解決を行うことは、県民の安全を確保し不安を解消するため、警察責務を達成する上で極めて重要な活動と考えている。

警察には、県民からの犯罪被害の申告のみならず、情報提供、相談、通報などの様々な手段によって個人情報を含む様々な情報が寄せられる。警察では、それら情報に基づいて調査、捜査を行うが、全件が犯罪の立件に至る訳ではなく、情報提供等に対する処理の方法及び結果は様々である。また、個々の事案によって作成保存される文書は一律ではなく、状況によっては作成されない場合もある。

2 存否応答拒否による不開示決定について

(1) 条例第 16 条第 2 号の該当性について

警察への情報提供等の内容には、何らかの対立関係にある者の情報を含むものが多く、一方の当事者が警察に情報提供等をした事実が、他方当事者に明らかになれば、更なるトラブルの原因になるなど関係者の正当な権利が侵害されるおそれが生じる。特に、本件においては、特定人の氏名を記載した上で請求がなされており、かかる請求に対して情報の存否を答えれば、かかる特定人の不開示情報に当たる個人情報を開示することとなる上、人物を特定せず、又は性別のみを特定した請求であっても、情報の存否を答えれば、開示請求者の知る情報から、情報提供者等を推察できる可能性があり、条例第 16 条 2 号において不開示としている開示請求者以外の権利利益を侵害する個人情報を開示することになる。

(2) 条例第 16 条 4 号及び 7 号の該当性について

さらには、かかる情報の存否を明らかにすることにより、情報提供等しようとする者が情報提供等した事実を第三者に知られるのではないかという不安を抱き、秘密が守られないことを理由として情報提供等を躊躇することなどが考えられる。

また、警察では住民からの情報提供を端緒に犯罪の捜査を進めることがあるが、どのような種類の文書が作成されているか、いないかということが明らかになれば、犯罪の捜査状況が判明するおそれがある。

このため、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の提起、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが生じ、条例第 16 条第 4 号に該当する。また、警察の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 16 条第 7 号にも該当する。

(3) 存否応答拒否の妥当性について

以上のとおり、対象公文書の有無を答えることで、不開示情報の開示につながるおそれがあるため、本件処分に係る開示請求について情報の存否を回答することはできない。

3 結論

上記の論拠に基づき、本件審査請求は理由がないので、速やかに棄却すべきである。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明及び審議会に提示された資料等を精査した結果、次のように判断する。

1 条例第19条の趣旨

条例第19条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにせず、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。同条は、対象文書の存否を答えることで、条例第16条各号の不開示情報の規定により保護しようとしている法益が損なわれることを防止する趣旨である。

2 条例第16条第2号該当性について

実施機関は、本件対象情報の存否を明らかにすることが条例第16条第2号、第4号及び第7号の不開示情報を開示することになると主張している。最初に条例第16条第2号の該当性について検討する。

条例第16条第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の個人を識別することができるもののうち、開示することにより、開示請求者以外の者の正当な利益を害すると認められるものを不開示情報と定めている。まず、開示請求者以外の個人情報への該当性について判断し、次に、正当な利益の侵害への該当性について判断する。

(1) 開示請求者以外の個人情報の該当性について

本件対象情報は、本件言動に関して、警察が知り得たすべての情報であり、対象女性に関して行われた言動に関する情報であるため、対象女性の関与の有無に関わらず、対象女性及び特定個人の個人情報に関わるものと言える。

(2) 正当な利益の侵害の該当性について

本件対象情報は、その存否を明らかにするだけで、対象女性及び特定個人に関する事案について警察への情報提供、相談及び届出等が行われているか否かが明らかとなる。また、開示請求者の知る情報から、情報提供者等を推察できる可能性がある。

警察への情報提供、相談及び届出等が行われているか否かということは、通常、他人に知られたくない個人に関する情報であり、本件対象情報は、その存否を明らかにするだけで、開示請求者以外の正当な利益を

害するものであることは明らかである。

3 存否応答拒否による不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象情報は、条例第 16 条第 2 号の不開示情報を含んでおり、実施機関がその存否を答えるだけで、同号の不開示情報を開示する結果となるため、同条第 4 号又は第 7 号の該当性を判断するまでもなく、対象公文書を条例第 19 条により存否応答拒否して不開示決定を行ったことは妥当である。

なお、審査請求人のみの情報についても、その存否を明らかにするだけで、本件対象情報の存否が明らかとなるため、部分開示は可能であるとする審査請求人の主張は採用できない。

4 その他の審査請求人の主張について

その他、審査請求人は、本件関係人との間の事案に関して、警察官が行った行為等により法律で保障されるべき権利等の制限を受けた等主張するが、いずれも審議会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上のことから、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
H 2 2 . 7 . 1	・ 諮問書の受領
H 2 2 . 7 . 1 2	・ 諮問庁から意見書を受領
H 2 2 . 9 . 1 (第 118 回 審 議 会)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審査請求人から意見聴取
H 2 2 . 1 0 . 4 (第 119 回 審 議 会)	・ 審 議
H 2 2 . 1 0 . 6	・ 答 申